

平成 16 年 11 月 9 日

## 日本郵政公社による投資信託の販売について

社団法人 第二地方銀行協会  
会 長 高 向 巖

当業界では、去る 9 月 10 日に公表いたしました「経済財政諮問会議『郵政民営化の基本方針』に対するコメント」において、政府出資が残る間の業務範囲の拡大は安易に認められるべきではない旨を主張いたしました。

こうした中、本日、日本郵政公社による投資信託の販売を可能にするための法律案が閣議決定されましたが、郵政民営化に向けた詳細な制度設計が固まっていないにもかかわらず、民営化前の準備期の段階において業務範囲の拡大を先行して行うことは、投資信託の販売に限らず認められるべきではありません。あくまでも全体的な制度論議の中で検討されるべきものであり、業務拡大を認める法案審議のみを先行させるべきではありません。

準備期におけるこのような取り扱いは、官業の更なる肥大化を招き、郵便貯金の抱える問題を一層深刻化させる恐れがあり、改めて遺憾の意を表明するものであります。

以 上